

ヒューマンライツ・ナウ・プロボノ業務についての注意事項

【一般原則】

- 1 ヒューマンライツ・ナウにおいて、法律関連の研究、翻訳、各種文書作成、プロジェクト参加等の活動に参加される個人の方は、正会員としての入会が必要です。
- 2 プロボノ活動は、事務局長の指示に基づき、原則として、ヒューマンライツ・ナウのプロジェクト・チームに所属して活動していただきます。例外的に、事務局長より個別の指示依頼を行う場合があります。

【ニューヨーク州弁護士会などで求められるプロボノ活動として、ヒューマンライツ・ナウの活動に参加される場合】

あくまで当団体へのプロボノ活動として当団体に貢献する意思のもとに活動に従事してください。申請者へのサービス提供ではないことにくれぐれもご注意ください。

- 1 プロボノ活動には、正会員としての事前の登録が必要です。学生会員、賛助会員とかたちでの受け入れは認めておりません。
- 2 当団体でのプロボノ活動が、ニューヨークバー等でのプロボノ活動に該当するか否かの判断は、当団体では責任を負いません。この件に関するお問い合わせに応ずることはできません。
- 3 プロボノ活動の申し出に当たっては、履歴書とカバーレター(申請理由、活動予定期間、等を記載したもの)を事前にお送りください。いただいた資料を審査のうえご連絡させていただきます。審査には一定の時間がかかります。
- 4 プロボノ活動の内容と実施時期については、御希望を伺いつつ進めていきますが、最終的には当団体のニーズに基づいて具体的な指示をいたします。

「活動時期をいつまでに終えたい」と、具体的な時期を短期間で指定されても対応することは困難ですので、よろしくご了解ください。

プロボノとして受け入れた後、相当期間「待機」いただく場合がありますのでご了承ください。クレーム等のないようにお願いします。

- 5 50 時間遂行と認めるためには、特に当団体側で単独タスクを指定した場合でない限り、複数のタスクの完了が必要です。50 時間経過したとの報告を受けても、量的、質的に満たないと判断した場合、当団体として求められるプロボノ・タスクを完了したと認定しない場合がありますので、ご了解ください。
- 6 プロボノ活動は、事務局長およびスタッフの指示・監督のもとに実施し、適宜進捗状況を報告して進めてください。
 - (1)遠隔地での作業も可能ですが、適宜の進捗状況の報告は 10 時間毎に行い、成果物を途中でも提出してください。
 - (2) プロボノ活動が 25 時間を経過したところで、必ずその旨を当団体宛にノータ

イスし、現在有するタスクの完了見通し、新たなタスクの実施見通しについて報告したうえ、

当団体の指示に従ってください。必要に応じ、カンファレンスを実施することがありますので、必ずご協力ください。

- 7 50時間経過した後には、成果物およびタスク遂行に関するタイムシートをご提出ください。

当団体として、成果のレビューを行います。レビューには最大3ヶ月かかることもありますので、予めご了承ください。

- 8 成果物の内容に関して検討した後のフォローアップとして、作業者に対する質問や資料提出、追加調査を依頼したり、成果の報告や討議、引継ぎを行うためのカンファレンスを行う場合がありますので、ご協力ください。

成果物の質が一定の基準に満たないと事務局長によって判断された場合、(たとえ50時間を上回る場合でも) 成果物の改善に努めていただくようお願いいたします。

- 9 プロボノ業務月50時間を行うにあたり、当団体の業務・事務所での執務を通じて知り得た秘密情報(未公開の調査、活動方針、財務、運営その他一切)については、その機密を保持していただくものとし、将来にわたり、勤務先を含めた第三者に公開することはできません。

- 10 タスクの遂行過程において、当団体の名前を名乗っての対外的活動、意見照会等を行う場合は事前に必ず当団体に申し出ること、当団体の信用に傷をつけない行動をとっていただくようお願いいたします。

- 11 タスクの遂行にあたっては上記の点に従っていただくほか、信義誠実の原則に従い、コミュニケーションをきちんと取り、当団体の求めるニーズに基づく質の高い業務遂行を心がけてください。当団体との間で信頼関係が構築できないと認められる場合、タスクの途中であっても、プロボノ業務をお断りいただくことがありますので、ご了解ください。

- 12 上記を踏まえ、プロボノ活動を遂行していただいた場合に限り、所定書類に事務局長がサインをいたします。ご要望にはできる限りお答えしますが、所定の書類のサイン等については、一定の時間をいただく場合がありますので、ご了解ください。

※ニューヨーク州弁護士会などで求められるプロボノ活動を希望される方は、上記内容すべてを確認・同意いただいた上、履歴書・カバーレターを添付のうえ、ヒューマンライツ・ナウ事務局にプロボノ活動の申請をしてください。

申請を受けても受け入れが困難なことがありますので予めご了承ください。

プロボノ活動開始にあたっては、個人正会員としての入会および別紙誓約書の提出が必要です。